

令和6年度 学校訪問事業の概要

別冊資料 No_01

1 趣旨

- (1) 地域が教育力を発揮できるよう、学校間、関係団体、行政等の連携を強化し、総合的に支援する。
- (2) 市町教育委員会や市町立学校が主体性を発揮できるよう、学校教育指導、教職員人事管理等の学校に関する支援機能を一元化し、専門的な立場から支援する。

2 訪問事業

- ・「岐阜教育事務所 指導指針」を踏まえて、下記の訪問を行う。

種別	概要				
	訪問名	対象及び内容	回数	担当部署	頁
A 計画訪問	① 学校経営・人事管理訪問	・学校経営についての指導・助言	岐阜市：3年に1度 岐阜市以外：隔年	学校職員課 教育支援課	9
	② 特別支援教育計画訪問	・新設特別支援学級 ・新設通級指導教室 ・特別支援学級新任 ・①に同行することもあり ※原則夏季休業日まで	1回	教育支援課	15
	③ 道徳教育計画訪問	・第15期（2/3年次）	3年間で中学校区1回	教育支援課	16
	④ 小学校における教科等専門性向上計画訪問	・第4期（1/3年次） ・グループの教科・領域から1つ選択	全小学校・義務教育学校（前期課程）1回	教育支援課	21
B 教育委員会要請訪問	⑤ 主題研究訪問	・市町教育委員会から要請があった幼稚園・幼児園、小学校、中学校、義務教育学校を訪問	2回以内 ※小学校・義務教育学校（前期課程）は④を1回とする ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内 ※⑥⑦に該当する学校は3回以内 ※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施	教育支援課	24
	⑥ 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問	・県教委（義務教育課・特別支援教育課等）や岐阜教育事務所が訪問	2回程度 ※公表会はそのうちの1回とする ※各要項を確認する	県教育委員会及び 教育支援課	24 (26)
	⑦ 事務所指定研修校訪問	・岐阜教育事務所指定研修校	指定校の公表会は3年間で1回実施、公表会実施の年度は、事前相談実施可能	教育支援課	24 (29)
C その他	⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問	・初任者を除く若手教員及び中堅教員等が教科等の指導についての指導や助言を求める場合に訪問 ※中学校に同一教科の教員が複数いない場合や校種の異動直後、免外教科の指導を行っている場合も可 ※希望する内容についての実技講習や教材研究等も可	2回以内 ※⑤とは別 ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内	教育支援課	30
	⑨ 教科研究会等訪問	・市町教科研の要請により訪問（授業公開を原則）	2回以内	教育支援課	—
	⑩ 事務所事業会場校訪問	・初任者研修、人権教育教員研修会の会場校等 ※指導案等の事前相談可（Web会議への拡充）	必要に応じて	教育支援課	—
	⑪ いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）	・教職員の生徒指導力の向上を図るための訪問 ・積極的な生徒指導及び学校体制等に係る指導・助言	1回以内	教育支援課 (地域連携係)	32

※「外国人児童生徒支援訪問」は、④⑤⑧の訪問に併せて実施する。

令和6年度 計画訪問予定一覧表

別冊資料 No_02

①学校経営・人事管理訪問		②新設特別 支援学級等訪問	月	③道徳教育 計画訪問	④小学校教科等専門 性向上計画訪問 (第4期1/3)
岐阜市	岐阜市外			中学校区	
<岐阜市> 明郷小 日野小 長良小 島小 加納小 常磐小 黒野小 鏡島小 且格小 芥見小 合渡小 三輪南小 網代小 長森西小 芥見東小 岩野田北小 岐阜清流中 岐阜中央中 梅林中 陽南中 藍川東中 岐阜西中 草潤中	<羽島市> 足近小 小熊小 正木小 中央小 羽島中 中島中 桑原学園 <各務原市> 那加第一小 那加第二小 尾崎小 川島小 鶉沼第三小 緑苑小 陵南小 蘇原第一小 中央小 桜丘中 川島中 中央中 <山県市> 高富小 富岡小 梅原小 伊自良南小 高富中 美山中 <瑞穂市> 穂積小 本田小 牛牧小 生津小 穂積中 巢南中 <本巣市> 外山小 弾正小 真桑小 本巣中 糸貫中 根尾学園 <羽島郡二町> 東小 西小 北小 岐南中 <北方町> 南学園	【特別支援学級】 ・方県小 ・岩小 ・小熊小 ・堀津小 ・藍川中 ・中島中 【通級指導教室】 ・常磐小 ・鏡島小 ・長良東小 ・羽島中 ・稲羽中 ・巢南中	5 6 7 9 10 11 12 1 2	岐阜中央中学校区 (岐阜小・明郷小) 美山中学校区 (美山小・いわ桜小) 加納中学校区 (茜部小・加納小) 根尾学園 北学園 藍川中学校区 (芥見小・岩小) 竹鼻中学校区 (竹鼻小・福寿小) 鶉沼中学校区 (鶉沼第一小・各務小・八木山小) 厚見中学校区 (厚見小) 藍川東中学校区 (芥見東小) 中島中学校区 (中島小・堀津小) 巢南中学校区 (西小・南小・中小) 糸貫中学校区 (席田小・一色小・土貴野小) 青山中学校区 (鷺山小・常磐小) 長良中学校区 (長良西小) 稲羽中学校区 (稲羽西小・稲羽東小) 笠松中学校区 (松枝小・下羽栗小・笠松小)	【Aグループ】 ・社会科 ・体育科 ・生活科 から選択 【Bグループ】 ・音楽科 ・図画工作科 ・家庭科 ・総合的な学習 の時間 から選択 【Cグループ】 ・理科 ・外国語活動・ 外国語 ・特別活動 (学級活動) から選択

1 目的

小・中・義務教育学校における特別支援教育推進上の課題について支援を行い、特別支援教育の充実を図る。そのため、「小・中・義務教育学校訪問」と「新設特別支援学級等訪問」（新設通級指導教室含む）を実施する。

2 「小・中・義務教育学校訪問」（「学校経営・人事管理訪問」の同行）について

(1) 内容

①授業参観

・特別支援学級、通級指導教室、障がいのある児童生徒の在籍する通常の学級の授業参観

②特別支援教育コーディネーターとの懇談

・特別支援教育推進状況の把握、体制充実のための指導・助言

③諸帳簿の点検

・特別支援教育にかかわる諸帳簿の作成・管理・活用状況の把握、指導・助言

④管理職への指導・助言

(2) 対象

・特別支援学級または通級指導教室がある学校

(3) 日程調整等

①訪問日

・学校経営・人事管理訪問と同一日に、管内の小・中・義務教育学校を、可能な限り訪問する。

②その他

・訪問実施、日程調整、資料等については、「学校経営・人事管理訪問要項」を参照すること。

・授業参観の形態は、①全学級参観、②特別支援学級等参観、③支援を必要とする児童生徒の参観のいずれかとし、学校のニーズに応じる。（当日に、担当主事と確認する。）

3 「新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室を含む）」について

(1) 内容

①授業参観（新設特別支援学級または新設通級指導教室の授業参観）

②新設特別支援学級の担任や新設通級指導教室の担当者との懇談

③特別支援教育コーディネーターとの懇談及び諸帳簿の点検

・特別支援教育推進、体制整備、諸帳簿の作成・管理・活用の状況把握と指導・助言

④管理職への指導・助言

(2) 対象

・新設特別支援学級がある学校

・新設通級指導教室がある学校

・初めて特別支援学級を担任、または通級指導教室を担当する教員がいる学校で、希望する場合

(3) 日程調整等

①訪問日

・教育事務所と市町教育委員会と学校が調整して、原則として、夏季休業日前までに実施する。

②訪問日程

・日程は原則、2単位時間とし、学校の日課を考慮して検討する。

※複数の学級、教室がある場合は、日程相談可とする。

(4) 資料等準備する物（当日）

①特別支援学級

指導案（略案可）

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

個別の指導計画（作成中のもので可）

特別支援学級教育課程等個表（様式1または様式2）

②通級指導教室

指導案（略案可）

通級による指導実施計画（様式3）

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

個別の指導計画（作成中のもので可）

③特別支援教育コーディネーター

特別支援教育全体計画

校内委員会年間計画等の資料

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

個別の指導計画（作成中のもので可）

※「資料等準備する物」は、新設の特別支援学級・通級指導教室分について準備すること。特別支援教育コーディネーターは、懇談で使用する個別の教育支援計画、個別の指導計画を準備すること。

「道徳教育計画訪問」実施要項

1 第15期の道徳教育徹底指導事業「道徳教育計画訪問」の趣旨

温かい人間関係を育む学級経営の中で、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的・発展的な道徳教育を推進するとともに、主体的に生き方についての考えを深める「特別の教科 道徳」の授業の充実を図るため、道徳教育計画訪問を実施する。

2 「道徳教育計画訪問」の重点

道徳教育の目標、重点内容項目及び育てたい資質・能力を中学校区で共有する。

- ・義務教育9年間の成長を見通した意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進
- ・道徳科を要とした道徳教育の充実

3 訪問の内容（令和6年度は、第15期の2／3年次）

（1）学校

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進体制の整備 ○ 指導計画の整備 ・全体計画 ・「特別の教科 道徳」の年間指導計画等（※教科用図書の活用）
意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区における育てたい資質・能力の共有 ・温かい人間関係を基盤とした学級経営の充実 ・他の教育活動との関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
「特別の教科 道徳」の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいの明確化 ・話合いの工夫 ・生き方についての考えを深める多様な指導方法の工夫 ・評価の工夫

（2）市町教育委員会

- ・市町教育委員会の道徳教育推進施策の充実（3年間の推進計画）
- ・道徳教育推進施策の具現状況の把握と方向性の検討

4 訪問の方法

- ・岐阜教育事務所の指導主事が、3か年計画で、岐阜地区管内の全ての中学校区を訪問する。義務教育学校は3か年に1回の訪問とする。

5 訪問の日程

(1) 共通事項

- ・訪問日は、岐阜教育事務所の計画に沿って、市町教育委員会と協議の上、調整し決定する。
- ・訪問の日程は、午後半日を基本とし、次の内容を入れることを原則とする。

道徳教育推進教師との懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の会のもち方について ・授業研究会の視点、協議会の項目、本日までの経緯の概要について
特別公開授業	<ul style="list-style-type: none"> ・重点とする内容項目の具現に関連の深い「特別の教科 道徳」の授業の公開
授業研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・岐阜教育事務所からの指導・助言
9年間を見通した道徳教育についての協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区や学校における重点とする内容項目、道徳教育の推進状況、推進体制、指導計画等について ・中学校区や学校における「特別の教科 道徳」の在り方について ・岐阜教育事務所からの指導・助言

(2) 日程例

Aタイプ	Bタイプ
懇談及び協議会（50分間） 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校区の管理職 各校1名 ・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者 	懇談（10分間） 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者
特別公開授業	
授業研究会（50分間） 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・会場校の校長、教員等 ・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者 	協議会（40分間） 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校区の管理職 各校1名 ・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者
	授業研究会（50分間） 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> ・会場校の校長、教員等 ・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者

- ※ 上記以外の参加者は、当該中学校区の判断により決定する。（授業研究会に当該中学校区の校長、教員等が参加することも可能。）
- ※ Bタイプにおいて、協議会と授業研究会の日程を入れ替えてもよい。
- ※ 懇談及び協議会の進行は、岐阜教育事務所の指導主事が行う。
- ※ 開始時刻や協議会の時間等は、当該中学校区の判断により決定する。（上記の時間を目安とする。）

6 事前提出物（会場校のみ）

- ・会場校は、次の①～④を市町教育委員会へ3部提出する。
- ・市町教育委員会は、各市町における「道徳教育推進計画」等を別添の上（綴じ込まなくてよい）、1週間前までに岐阜教育事務所へ2部提出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 道徳教育の全体計画② 「特別の教科 道徳」の年間指導計画等 ※特別支援学級を含む全学年分<ul style="list-style-type: none">・新たに追加された内容項目を含め、学習指導要領に示された内容項目で作成されたもの・別葉など、「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連が分かるもの③ 特別公開授業の学習指導案<ul style="list-style-type: none">・主題構成表、本時の展開、「特別の教科 道徳」の授業と他の教育活動との関連を位置付けたもの④ 協議会資料（別紙様式）「道徳教育計画訪問」協議会内容<ul style="list-style-type: none">・（別紙様式）に、当該中学校区の各学校が記入し、会場校が取りまとめたもの |
|--|

7 当日提出物

- ・会場校以外の学校は、「6 事前提出物」にある①②を、協議会の参加人数分+1部持参する。
- ・会場校は、「6 事前提出物」の①～④を、協議会の参加人数分（市町教育委員会担当者、岐阜教育事務所担当者分を除く）準備し、配付する。

8 協議会について

- ・次の①～⑥より、当該中学校区で、協議したい項目を選択する。
- ・協議会では、特別公開授業の授業研究に偏ることなく、9年間を見通した、中学校区や学校における道徳教育、要としての「特別の教科 道徳」について協議する。その際、「岐阜教育事務所【ぎふ いのちの教育】の二本柱『命の尊厳』『生き方を考える』」の視点から協議する。

『命の尊厳』及び『生き方を考える』を視点として、以下のうちいずれか1点について協議する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 各学校の児童生徒の道徳性と、義務教育9年間で目指す児童生徒の姿② 中学校区や各学校の道徳教育の目標と重点とする教育活動③ 「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連④ 年間指導計画、別葉等の活用の仕方⑤ 「考え、議論する道徳」に向けた「特別の教科 道徳」の指導の工夫⑥ 「特別の教科 道徳」の評価の仕方 |
|--|

令和6年度～令和8年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問実施要項

1 「小学校における教科等専門性向上計画訪問」の趣旨

児童が学校で過ごす日々（教育課程）には、各教科・領域の授業がバランスよく配置され、総じて「生きる力」が育まれている。ゆえに、それらの日々を担う小学校教員には、各教科・領域の指導について、等しく「指導力の充実」が求められる。

一方、岐阜地区における「教育委員会要請訪問（主題研究）」における、小学校からの「社会科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科」の要請は極めて少ない。また、これらの教科の指導について研修する機会は、教育課程講習会や小学校教科指導講習会に限られており、授業研究については市町教科研における授業研究会のみである。

このような岐阜地区の現状を鑑み、各小学校・義務教育学校（前期課程）における各教科等の研修を充実させ、児童にとって学校で過ごす「毎日の授業」を一層魅力的で学びがいのあるものとするために、本訪問を実施する。

2 目的

◎小学校・義務教育学校（前期課程）における、各教科・領域（ただし、国語科、算数科、道徳科以外）の専門性を高め、指導力の向上を図る。

3 対象校及び教科

・全小学校・義務教育学校（前期課程）（令和6年度は、第4期 1/3年次）

※「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」のうちの1枠を充てる。

・同一中学校区内の小学校をA～Cの3つのグループに分け、各年度の取組教科・領域を指定する。

【Aグループ】…社会科、体育科、生活科

【Bグループ】…音楽科、図画工作科、家庭科、総合的な学習の時間

【Cグループ】…理科、外国語・外国語活動、特別活動（学級活動のみ） ※原則外国語活動は小3から

※ 令和5年度に延期の学校は、令和6年度または令和5年度のグループの教科・領域から1つ選択する。

4 内容及び方法

○公開授業及び全校研修会を実施する。

・公開授業教科等及び訪問日は、1年ごとに、岐阜教育事務所が市町教育委員会と協議・調整の上、決定する。

※原則として、第3期の3年間で研修していない教科を選択する。

※校長の指導の下、校内研修を充実させるため、指定グループ以外の教科・領域を希望する場合は、その意図や計画について、市町教育委員会を通じて「学校訪問希望計画書」提出前に連絡する。

※決定した訪問日及び実施教科・領域は、市町教育委員会を経て通知する。

5 日程

○原則として午後半日とする。

・各小学校・義務教育学校（前期課程）は、「訪問案内」をもとに、担当指導主事と研修会のもち方について事前に相談することができる。

※少人数で実施する場合は、必ず校内で、伝達講習を実施する。

※小・中合同の研修会を実施するなどして、より多くの教員が広く学ぶことができるよう配慮する。

6 資料等

○訪問案内〔様式2-1〕：市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。

○指導案（略案可）：市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。

※研修会で学び合いたい内容や疑問点等がまとめられた資料がある場合は、学校訪問案内または指導（略）案とともに提出する。

○研修会の座席表：指導案（略案可）とともに市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。

令和6年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問指定教科・領域別一覧

	A 社会・体育・生活	B 音楽・図画工作・家庭・総合	C 理科・外国語・外国語活動・特活
岐阜市	岐阜小 徹明さくら小 梅林小 茜部小 長森西小 木田小 岩野田小 市橋小 芥見小 方県小 鷺山小 加納西小 七郷小 長森南小 且格小	則武小 本荘小 白山小 加納小 日野小 長良西小 城西小 岩野田北小 鏡島小 三輪南小 西郷小 常磐小 芥見東小 長良東小 柳津小	早田小 明郷小 華陽小 長森北小 長森東小 島小 岩小 三輪北小 黒野小 網代小 厚見小 三里小 合渡小 藍川小 長良小 鶉小
羽島市	正木小 中央小 堀津小	足近小 竹鼻小 中島小	小熊小 福寿小 桑原学園
各務原市	那加第三小 稲羽西小 鶉沼第一小 鶉沼第三小 蘇原第二小 鶉沼第二小	那加第二小 稲羽東小 八木山小 緑苑小 陵南小	那加第一小 尾崎小 川島小 各務小 蘇原第一小 中央小
山県市	梅原小 伊自良北小 美山小	高富小 大桑小 いわ桜小	富岡小 桜尾小 伊自良南小
瑞穂市	穂積小 西小	牛牧小 本田小 南小	生津小 中小
本巣市	弾正小 一色小	本巣小 土貴野小 根尾学園	外山小 真桑小 席田小
羽島郡二町	東小 下羽栗小	北小 笠松小	西小 松枝小
北方町		南学園	北学園

令和6年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

1 目的

近年、本県においても、外国にルーツをもつ児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、児童生徒一人一人の適応状況に応じた計画的な適応指導や日本語指導の実施が求められている。そこで、外国人児童生徒一人一人の将来の展望を見据え、学校生活への適応指導や日本語指導、さらには学習指導や進路指導等を充実したり、現在学校が抱える困り感を解消したりするために「外国人児童生徒支援訪問」を実施する。

2 対象校及び回数、訪問期日

- ・令和6年5月1日現在、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校を対象に、教育支援課が行う各種訪問（小学校における教科等専門性向上計画訪問、主題研究訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問等）と併せて年1回実施する。
- ・訪問期日は、各種訪問予定日が決定し次第、市町教育委員会を通して、当該校に連絡するものとする。

3 訪問者

- ・教育支援課学校教育係担当者（各種訪問と併せて実施するため、当該訪問における派遣主事）

※日本語指導の加配教員（常勤及び非常勤）が配置されている学校においては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合もある。

4 内容及び訪問日程

- ・外国人児童生徒教育担当者または管理職との懇談及び教育事務所からの指導助言（10分程度）（「別室での指導」など、特別の教育課程に基づく指導を行っている場合は、特別の教育課程の編成・実施状況について懇談する。）
- ・教育支援課が行う各種訪問と併せて実施する場合は、授業公開や授業研究会の前後に、本訪問内容を位置付けるものとする。

5 訪問に関わる資料

- ・特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校）
- ・個別の指導計画（日本語指導が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合）
- ・「外国人児童生徒支援訪問 記録用紙」

1 趣旨

第4次岐阜県教育振興基本計画において、これからの時代に求められる資質・能力の育成として、基礎となる学力を育成することが目標の一つに挙げられている。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成とともに、児童生徒一人一人に対応した指導の充実、学習への関心・意欲の向上等が求められている。

また、経験年数の少ない教職員の増加に伴い、教職員の教科指導力、学級経営力等の育成は各幼稚(児)園、小・中・義務教育学校において喫緊の課題となっている。全校研究会等の校内研修の場は、これまでも若手教員を含めた教職員の実践的指導力の育成において重要な役割を果たしてきた。

こうした現状を鑑み、一人一人が確かな学力を身に付け、全教職員の実践的指導力向上を図るために、教育委員会要請訪問(主題研究訪問、文部科学省及び県教育委員会指定校訪問、事務所指定研修校訪問及び岐阜地区実践研究推進校)を実施する。

2 目的及び重点

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園を訪問し、岐阜県・各市町教育委員会の学校教育の方針と重点の具現を図り、一人一人に確実に力が身に付くようにする。その際、以下の4点を重点として支援する。

- ・学習指導要領、幼稚園教育要領が適切かつ確実に実施されるようにする。
- ・子供一人一人に基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着できるよう指導の充実を図る。また、それらを活用して、思考力、判断力、表現力等が育まれるようバランスに配慮した指導を行うようにする。
- ・学級経営の充実を図り、学習集団の質を高め、児童生徒一人一人が存在感や所属感をもてるようにする。
- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園の校内研究の計画に即して、管理職等の指導の下、全教職員により教育実践の充実・向上を図り、教職員一人一人の指導力の向上を図られるようにする。

3 対象 ※丸数字は、「令和6年度 学校訪問事業の概要」で示した番号

⑤主題研究訪問

- ・市町教育委員会から要請があった幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・「指導と評価の一体化」による学習評価の充実推進事業
- ・教育における生成AIの利活用に関する実証研究事業
- ・道徳教育パワーアップ実践事業
- ・NEW!GIFU ウェブラーニング(教科学習新システム)活用推進事業
- ・人権教育総合推進地域事業
- ・英語教育推進事業
- ・幼保小の架け橋プログラム
- ・ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業

⑦事務所指定研修校及

- ・「令和4・5・6年度 岐阜教育事務所指定研修校」に示す18校と岐阜地区実践研究推進校

※令和6年度公表会実施指定研修校：岐阜市立柳津小学校、岐阜市立岐北中学校、岐阜市立岐阜特別支援学校、各務原市立那加第二小学校、各務原市立那加中学校、瑞穂市立牛牧小学校、本巣市立根尾学園、本巣市立真正中学校、岐南町立西小学校

4 内容及び方法

○各市町教育委員会は、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園における研究の具現状況等に基づき、訪問

要請をする。

⑤主題研究訪問

- ・幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）への訪問：2回以内（⑥、⑦に該当する学校は3回以内とする。）

※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施

※小学校・義務教育学校（前期課程）は、④「小学校における教科等専門性向上計画訪問」を⑤のうちの1回とする

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問：2回程度

※公表会等は、県教育委員会訪問2回程度のうちの1回を充てる

- ・主題研究訪問：県教育委員会訪問以外に3回以内

⑦事務所指定研修校

- ・主題研究訪問：3回以内

※公表会：指定校は3年間に1回実施、公表会の事前相談実施可能

5 訪問日および日程

○訪問日は、市町教育委員会等から提出される「学校訪問希望計画書」に基づき決定する。

- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園は、該当市町教育委員会の指導のもと訪問希望時期を検討する。
- ・各市町教育委員会及び小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園は、授業研究会の期日及び内容等について近隣の学校・園に案内をするなど、校区や近隣の学力向上推進教師や教科主任等の参加について配慮をする。

○日程は、原則として午後半日とする。

日 程 (例)	主な内容
公開授業前	・管理職との懇談（一人一人に力を付ける取組、学級経営等） ・研究主任との懇談（研究の歩み、研究会の視点等）
公開授業等	
研究会	・関係主任（特活主任等）が学級経営について話をする。 ・研究主題にそって、研究討議を行う。
研究会後	・研究主任が成果と課題を明確にして、研究会のまとめを行う。 ・授業者、研究主任等との懇談（成果と課題 等）

※午前の訪問を希望する場合は、主事派遣申請書を提出する前に、市町教育委員会を通じて行事調整担当者に連絡すること

6 指導案等資料について

○指導主事派遣申請書（様式2-2）は、訪問日前月の20日までに電子媒体にて1部提出する。

○指導案等（研究会の座席表を含む）資料は、訪問日の1週間前までに岐阜教育事務所に届くよう、各市町教育委員会に電子媒体にて提出する。

※その他資料（研推だより（これまでの取組が分かるもの）、研究会レジュメ等（今回の研究会で深めたいこと、明らかにしたいこと）がある場合は、可能であれば指導案とともに提出する。（訪問当日でも可）

※全校研究会等の座席表については、提出をお願いします。（訪問当日でも可）

7 事前相談について

- ・主題研究訪問の授業を公開しようとする訪問を優先し、可能な範囲で事前相談も可とする。原則、オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。

令和6年度 若手・中堅教員等指導力向上訪問実施要項

1 「若手・中堅教員等指導力向上訪問」の趣旨

近年、岐阜県のみならず全国的に、教員の年齢構成の二極化が現実となっており、資質形成期・資質充実期の教員のより一層の指導力の向上が求められている。また、教科の研修の場において、年間を通しての継続的な研修や、希望教科や希望領域の研修の場を確保することがなかなかできない状況が見られる。

こうした現状を鑑み、確かな学力を児童生徒に付けていくための指導力向上を強く求める若手・中堅教員を対象に、教科等の指導計画及び単位時間の在り方の見直しや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を含めて、本訪問を実施する。

なお、中学校・義務教育学校（後期課程）において、学校の規模や諸実情により、該当教科の免許をもつ教員が1名のみで指導を行っていたり、あるいは免許外の教員が指導を行ったりしている場合がある。こうした状況においても、指導力向上を強く求める当該教員を対象に、本訪問を実施する。

2 目的

若手・中堅教員等の教科等専門性を高め、実践的指導力の向上を図るとともに、学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解に基づいた授業の在り方について、指導・助言を行う。

3 内容及び方法

○以下のいずれかに該当し、指導や助言を希望する教科等について訪問する。

- ・初任者を除く若手教員（資質形成期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・中堅教員（資質向上期・資質充実期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・勤務する中学校・義務教育学校（後期課程）に同一教科の教員が複数いない場合や免外教科の指導を行っている場合
- ・令和5年度に校種間の異動があり、教科等の指導についての指導や助言を求める場合

○授業公開及び授業研究会を伴う訪問を原則とするが、希望する内容についての実技講習や教材研究等も可とする。

○授業研究会等は全職員参加でなく、関係者のみの参加でもよい。

○「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」とは別に、希望することができる。

○教員の希望はもとより、学校の教員指導力向上のプランに基づいて訪問を希望することができる。

○訪問は1校につき年間2回までとする。なお、それぞれの回は、同一教科等でも、異なる教科等のどちらでも可とする。

4 日程

○原則として半日（午前または午後）とする。

5 資料等

- 指導主事派遣申請書（様式2-2）は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- 授業公開を行う場合は、指導案（略案可）を市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。
- 実技講習や教材研究等を行う場合は、その内容について、市町教育委員会を通じて1週間前までに、その内容が分かる文書等を電子媒体にて提出する。

6 日程例

【日程例A】全校研究会に向けての事前研等（部内研）へ担当主事が訪問

時間	内容
9:35～10:25	授業公開
10:35～11:25	参加部員による授業研究会
11:35～11:55	担当主事による指導・助言

【日程例B】全校研究会に向けての指導案検討等（教科部会・学年部会）へ担当主事が訪問

時間	内容
15:15～15:30	教科主任より参加部員への提案
15:30～16:25	参加部員による協議
16:25～16:45	担当主事による指導・助言

【日程例C】若手教員や中堅教員等を対象とした、希望する内容についての実技講習や教材研究についての研修へ担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:50	授業公開（行わない場合も可）
15:00～16:30	授業研究会及び実技講習や教材研究についての研修
16:30～16:45	担当主事による指導・助言

7 本訪問の活用例

【例】※本訪問（若手・中堅等）と主題研究要請訪問をセットで計画する

7月：本訪問①（若手・中堅等）：国語

→9月の全校研究会に向けての教科部及び若手による指導案検討会（授業公開なし）

※どの段階の指導案検討で設定してもよい。

9月：主題研究要請訪問：国語 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

8月：本訪問②（若手・中堅等）：保健体育

→10月の全校研究会に向けての教科部及び若手に対する実技指導および指導案検討会（授業公開なし）

※どの段階の検討で設定してもよい。

10月：主題研究要請訪問：保健体育 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

8 事前相談について

- ・可能な範囲で事前相談も可とする。原則、オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。

令和6年度 いじめ・不登校等対策訪問(生徒指導要請訪問)実施要項

1 趣旨

昨今、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応等、複雑かつ多様な課題に対して、法に基づき、組織で関係機関と有機的に連携する等の対応が求められている。いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づいた正確な認知と確実な対応が求められている。不登校については、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や「不登校児童生徒への支援の在り方」(文部科学省通知)等、個々の状況に応じた支援の在り方についての理解と教育機関等との連携が一層求められている。

こういった背景から、教職員の生徒指導力の向上を図るため、本訪問を実施する。

2 目的

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校を訪問し、実態を見つめ、よりよい人間関係を育む学級経営や問題行動の未然防止や早期発見・早期解決等に向けた積極的な生徒指導及び学校体制等に関わる指導・助言を行う。

3 内容及び方法

- ・訪問は1校につき原則年間1回とする。(学校の状況に応じて追加等の訪問の相談を可とする)
- ・授業参観等による学習環境及び児童生徒を観察する時間を40分程度位置づける。
- ・研修会、懇談会等は全職員参加でなく、幹部職員等関係者のみの参加でもよい。
- ・研修テーマを明確にした研修会、懇談会とする。

4 日程

- ・原則として半日(午前または午後)、2時間程度とする。
- ・長期休業期間等に実施する校内職員研修の講師として訪問する。

5 提出資料等

- ・指導主事派遣申請書(様式2-2)は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに提出する。
- ・研修テーマに応じた「学校の実態、事例」等の配布資料等があれば、事前に岐阜教育事務所担当主事とやり取りをする。

6 日程例

【日程例A】全校教職員対象：校内研修会に担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
14:20～15:00	授業(帰りの会)参観、校内参観
15:20～16:00	全校教職員による校内研修会(組織体制と実情、問題提起等)
16:00～16:20	担当主事による指導・助言

【日程例B】管理職、担当職員対象：教職員研修に担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:20	授業参観、校内参観
10:30～11:00	参加教職員への指導・助言(組織体制と実情、問題提起等)

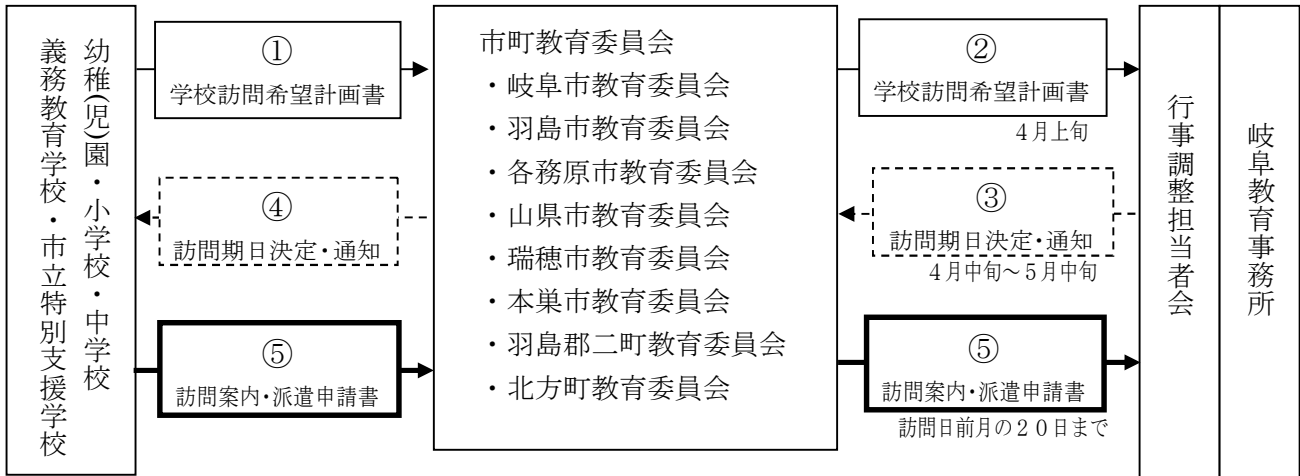
【日程例C】全校教職員対象：職員研修会の講師として担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:30	講師として職員研修に参加
10:30～11:00	担当主事による指導・助言

令和6年度

学校訪問事業の手続き

1 訪問期日の調整・決定並びに学校訪問希望計画書・申請書等提出（全て電子媒体）の経路



《訪問予定日の決定・通知の手順（提出は全て電子媒体）》

- ①各学校及び幼稚(児)園は、各市町教育委員会教育長宛に学校訪問希望計画書を提出する。
- ②各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書中の「要請訪問（主題研究訪問）」について、各市町教育委員会で対応する訪問と教育事務所に要請する訪問を検討し、市町教育委員会で対応する訪問には丸を付して、教育事務所に提出する。
- ③教育事務所は、各市町教育委員会の要請の状況及び意見により調整し、教育事務所が対応する訪問の期日を決定し、通知する。（5月中旬頃までに決定・通知予定）
- ④各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書について、市町教育委員会が対応するもの、教育事務所が対応するもの、その他の対応をするものを決定し、訪問期日を各学校及び幼稚(児)園へ通知する。

《訪問案内・派遣申請の提出》

- ⑤各学校及び幼稚(児)園は市町教育委員会からの通知に基づき、「訪問案内」または、「指導主事派遣申請書」を作成し、市町教育委員会を通して案内・申請する。

・訪問案内（様式2-1）※A：計画訪問用

…道徳教育計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問、新設特別支援学級等訪問（学校経営・人事管理訪問、特別支援教育計画訪問「小・中・義務教育学校訪問」を除く）

・指導主事派遣申請書（様式2-2）※BまたはC：教育委員会要請訪問・その他用

…教育委員会要請訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問、その他の訪問

2 留意事項

- ・各市町教育委員会は、訪問案内または指導主事派遣申請書（いずれも岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。 ※5・6月分は準備でき次第、順次送付する。
※郡市教研事務局は、指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- ・訪問案内または指導主事派遣申請書に記載された日程等について、市町教育委員会と教育事務所で事前に検討する。
- ・各学校及び幼稚(児)園は、近隣の学校等に期日・内容などを案内し、参加について配慮する。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
令和〇〇年 〇月〇〇日

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会
教育長 〇〇〇〇

訪 問 案 内

下記のように計画訪問を開催しますので、ご案内します。

記

名 称	※計画訪問名を記入。	
学校名	※学校名を記入。	
期 日	令和 年 月 日 ()	
会 場	※公開授業会場を記入。	
主 題 (研修のねらい)	※自校及び中学校区の道德教育の目標や自校の特別支援教育の目標、指定教科の指導に係る研修のねらいを記入。	
内 容 (研修内容)	※主題を具現するための方途(柱立て)や観点を記入。なお、「③道德教育計画訪問」においては、協議会における協議内容を明記する。	
日 程	開始時刻 時 分 ※	終了時刻 時 分
	※授業開始時刻ではなく、訪問者の到着時間を記入。 ※研究会場に「大型モニタ又はスクリーン(プロジェクト)」「HDMIケーブル」を準備してください。 ※「外国人児童生徒支援訪問」を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付けること。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置付けること。(教育支援課担当の訪問について)	
備 考	※「②新設特別支援学級等訪問」の場合は、特別支援教育推進上の課題や、相談したいこと等を記入。 ※「③道德教育計画訪問」の場合は、道德教育を推進する上での課題や、特別公開授業を行うに当たって検討したこと等を記入。 ※「④小学校における教科等専門性向上計画訪問」の場合は、当該教科の実践状況や専門性向上に係る指導主事への質問・要望等を記入。	

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、計画訪問を開催しますので、案内を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会
教育長 〇〇〇〇

指導主事派遣申請書

下記のように主題研究会を開催しますので、関係指導主事を派遣願います。

記

名称	※教育委員会要請訪問名、またはその他の訪問名を記入。	
主催者	※主題研究会の主催者を記入。	
期日	令和 年 月 日 ()	
会場	※会場校、公開授業会場を記入。	
研究主題	※研究主題を記入。	
研究内容	※研究内容を記入。	
日程	開始時刻 時 分 ※	終了時刻 時 分
	※授業開始時刻ではなく、担当主事の到着時間を記入。 ※研究会場に「大型モニタ又はスクリーン (プロジェクタ)」「HDMIケーブル」を準備してください。 ※「外国人児童生徒支援訪問」を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付けること。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置付けること。 ※研究会において、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付けること。	
事前相談 (希望あれば)	※この欄には、担当主事に相談したいことがあれば記入する。(箇条書きでよい) ※事前相談を希望する場合は、事前に管理職から担当主事に電話で連絡をして日程を決めてください。原則オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。 ※1回あたり30分程度とします。	
備考		

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、主題研究会を開催しますので、関係指導主事の派遣を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

令和6年度 学校訪問希望計画

別冊資料No.12

「市町教委名」をリストから選択すると、「学校・園名」には、当該市町教委管内の園・学校名のリストが表示されます。

市町教委名	学校・園名		
研究主題	副主題	教科等	備考
⑥文科省・県教委	事業名	公表会等の期日	月 日
⑦教育事務所教育実習校	区分	公表会	月 日

貴校の「研究主題」「副主題」をそれぞれのセルに直接入力してください。「副主題」は、ある場合のみで結構です。

研究を行う教科等名をリストから選択します。複数教科等の場合は、「備考欄参照」を選択し、備考に直接入力します。

⑥文科・県教委指定校は「事業名」、⑦教育事務所指定校及び教育実習校は「区分」、「公表会年度」をリストから選択します。「期日」は、令和5年度に公表会を実施する場合のみ、入力します。

名称	区分(教科等)	候補(実施)日	備考(太枠内は市町教委記入)
A 計画訪問	②特別支援教育	1 月 日 ()	※訪問学級の在籍人数 ()人
	③道徳教育	5 月 日 ()	会場校: ()
	④小学校における教科等専門性向上	4 月 日 () 5 月 日 ()	教委対応可
B 教育委員会要請訪問	⑤主題研究-1枠目-	1 月 日 () () () ()	主題研究訪問の授業を公開しようとする訪問を優先し、可能な範囲で事前相談も可 原則、オンライン相談、電話相談、メール相談とします。
	⑤主題研究-2枠目-	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 () 4 月 日 ()	
	⑤主題研究-3枠目-	4 月 日 () 5 月 日 ()	
C その他	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問-1回目-	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 ()	→市町教委
	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問-2回目-	4 月 日 () 5 月 日 ()	授業者が「基礎形成研修(小・中・義)」として授業を行う場合、備考欄に、「基礎形成研修と兼ねる」と記述してください。授業を行うことで、研修を実施したことになります。(対象は教職2~5年目の教員)すべての訪問で兼ねることができます。
	⑩いじめ・不登校対策訪問(生徒指導要請訪問)	1 月 日 ()	

【全訪問に共通する事項】

- 候補日はできるだけ重ならないように5つ記入します。
- 3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入します。
- できる限り火曜日から金曜日を選択します。
- 教科等が異なる場合は、同一日で選択することを可とします。
- リストのいずれにも当てはまらない場合は「備考欄参照」を選択し、備考欄に直接入力します。

※表の丸番号は、「令和6年度 学校訪問事業の概要」に一致させたものです。

